平成３０年４月

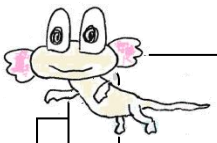

和歌山暮らしの情報アンテナ　第 29号

平成29年度消費者セミナー　「スマホの危険性」

発行元：NPO 法人　消費者サポートネット和歌山

１月 13 日(土)に、NPO 法人消費者サポートネット和歌山が新年恒例のセミナーを開催しました。テーマは『大人が知っておきたいスマホの危険性』で、講師には公立中学校で長年にわたって生徒指導に携わり、現在は総務省「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会」座長を務める兵庫県立大学の竹内和雄准教授をお招きしました。ネット社会が浸透するにつれ、それにまつわるトラブルの報告も増えています。そのような世情を反映してか当日は特に寒さが厳しい日にも関わらず、参加者は 50 名にのぼりました。講座では近くの席の人同士２～３人のグループとなり、随時質問 OK 雑談 OK というユニークな形式で行われました。

竹内先生からは、子どもたちがどれほどネットを身近に感じているか、子どもたちの間でどのようなアプリ（ソフト）が流行しているかなど、いくつも具体例を出して説明いただきました。最近では育児にも利用できるアプリがあるそうです。会場では否定意見が優勢でしたが、同じ質問を大学生にすると、1/3 が賛成となり、年齢が低くなるにつれ、その割合は増えていくそうです。世代間の格差が大きいことがわかりました。

竹内先生によると、これからの社会では、スマホを持たないという選択肢はないということでした。例えば１０代前半の少女が公開している動画が紹介されたのですが、大人から見れば眉をひそめる動画でも、女子高生達に聞くと「リアル（現実世界）がうまくいってないからネットしか逃げ場がない。気持ちは分かる」と答えるそうです。ネットはそこまで存在が大きくなっているのです。それでは今後、子どもたちを含め、自分たちを守るためには、どうすればいいでしょうか。

竹内先生はフィルタリングの重要性を話され、子どもたちが持つ端末には必ずフィルタリングをかけるよう訴えました。またスマホには利用時間を制限する機能がついた機種もあり、それを利用するのも一つの方法ということです（携帯会社によっては有料）。この機能は日によっては時間の変更も出来るので、親と話し合いながら利用することにも繋がります。ネットの問題は難しく、流行の言葉を使われても大人には分からないものもありますが、そんな場合でも「自分はよく知らないけど、相談できるところは知っている」とアドバイスできるよう、警察の相談窓口や消費者ホットラインを知っておくことが重要ということでした。

最後に、ネットの問題は決してデジタルの問題ではなく、結局は心の問題であると、竹内先生は強調されます。「デジタルの世界では子どもの方が遥かに進んでいます。ですから大人はリアルで子どもたちに勝つしかありません」。その言葉通り、私達は子どもたちから信頼できる大人にならなくてはいけません。それは、どんなにテクノロジーが発展しようが、普遍的なものだと考えさせられる講座でした。

NPO 法人　消費者サポートネット和歌山

平成30年度　総会のおしらせ

Ｈ３０年度　消費者サポートネット和歌山の総会を開催します

日時　：　平成３０年５月26日（土）　１３：００～
場所　：　県民交流プラザ和歌山ビッグ愛　８０１

総会後に記念講演を予定しております。講演の詳細につきましては、決定次第ご連絡致しますので楽しみにお待ちください。

消費者の法律豆知識　第２８号

「お試し」のつもりが定期購入だった！？

＜事例＞

スマートフォンで健康食品が５００円で購入できるという広告を見て申込み、商品を受け取った。最近になって再び同じ商品が届き、今後は６千円以上になると請求書が入っていた。事業者に電話をしたところ、４回購入が条件の定期購入だといわれた。購入時には気がつかなかった。

＜解説＞

インターネット広告でお試し価格など通常の値段より安い値段で購入できることが書かれている一方で、数回の定期購入が条件となっているトラブルが急増しています。その影響を受けて、平成２８年改正特定商取引法に定期購入に関する規定が盛り込まれました。申込み・確認画面上に定期購入契約であること、支払い代金の総額等、契約期間などの販売条件を表示することが義務付けられました。定期購入の申し込み最終画面ですべての取引条件を示していない場合や、注文確定ボタンから離れた場所に小さく表示している場合で、注文確定前に内容を確認して修正できない場合は、「消費者が意図せず申し込みをさせる行為」の禁止行為にあたる可能性があるとしています。注文する際は、購入期間、支払総額等を確認するようにしましょう。

サポートネットのトピックス

あなたは本当に大丈夫？オレオレ詐欺にご用心！

＜主な手口＞

子供や孫を装い電話をかけ、「トラブルに巻き込まれているから助けて」と泣きながら訴え、冷静な判断ができない状態に追い込み、「至急、金を用立ててほしい」と訴える詐欺手口です。

＜解説・対処方法＞

以前よりある古典的な詐欺の手口ですが、いまだに被害者が後を絶ちません。オレオレ詐欺を見分けるポイントとして、第一に、身内を装って電話をかけてきますが、頃合いをみて、警察官や弁護士、銀行員など複数の成り済まし役が登場するので、登場した時点で怪しいと思ってください。第二に支払い方法です。

①金融機関以外に設置されたＡＴＭへ誘導されて振り込ませる。
②コンビニでプリペイドカードを購入させる。
③小包で現金を送付させる。
④犯人側が受け取り役を作り、自宅まで取りに来る。
⑤受け渡し場所まで現金を持ってこさせ、受け取り役が受け取る。

イラスト：鈴木　薫

このような指示があった場合は要注意です。お金を払う前に、必ず周りの方や、最寄りの役場や消費生活センター、もしくは警察＃９１１０に相談して下さい。